

【高知県公安委員会からのお知らせ】

公安委員会が行う直接検定の実施について(お知らせ)

四国4県公安委員会が共同で、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施します。

記

1 実施する検定の種別及び級

雑踏警備業務 2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和7年7月25日(金) 午前9時00分から

(2) 実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

10人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準はそれぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請の手続

検定を受けることを希望する者は、次により検定申請の手続きを行うこと。

(1) 検定申請の受付期間

令和7年6月9日(月)から同月13日(金)までの午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請手続きを行う際に納付する必要がある。

なお、納付された手数料は返還しない。

8 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当係

(電話番号088-826-0110 内線3024)

又は県下各警察署の警備業担当窓口

※ 検定申請書は、このホームページから様式を
取り出して使用してください。